

採取計画認可期間一覧表（令和5年3月改訂）

| 区分 |   | 認可期間             |
|----|---|------------------|
| 1  | ① 新たに岩石採取場を開設する場合<br>② ①のうち、次に該当する場合<br>認可を申請しようとする者が、直近2年間において次のいずれかに該当する場合<br>1) 三重県内で岩石採取の認可を受けていない採石業者 <sup>*1</sup><br>2) 三重県から採石法に基づく行政処分を受けている採石業者等 <sup>*2</sup><br>3) 他にも当表中1②、3②に該当する岩石採取場の認可を現に受けている採石業者等 <sup>*3</sup><br>4) 上記 1)～3) に相当すると認められる場合   | ① 2年以内<br>② 1年以内 |
| 2  | 石材採取業、工業用原料採取業に係る場合 <sup>*4</sup> （ただし、当表中1、3に該当していないこと）  | 2年以内             |
| 3  | ① 採石災害防止のため、特に指導監督を必要とする場合<br>② ①のうち、次に該当する場合<br>1) 認可を申請しようとする者が、直近2年間において三重県から採石法に基づく行政処分を受けている採石業者等 <sup>*2</sup> である場合<br>2) 認可を申請しようとする岩石採取場が現に次のいずれかに該当する場合<br>ア) 重大もしくは悪質な違法行為 <sup>*5</sup> について、採石法に基づく行政指導を行い、是正が完了していない岩石採取場<br>イ) 岩石採取に伴う災害や死亡事故が生じ、特に指導監督を要する状況が継続している岩石採取場<br>3) 上記 1)、2) に相当すると認められる場合 | ① 2年以内<br>② 1年以内 |
| 4  | その他、特別の事由がある場合  | 2年以内             |
| 5  | 1～4及び6に該当しない場合  | 3年以内             |
| 6  | 岩石の採取方法、岩石採取場の管理状況及び災害対策が適正と認められるもので、次に定める条件をすべて満たす場合<br>① 認可申請に係る採取場と同一の場所において、5年以上操業（ただし、休止期間は含まない）していること<br>② 立入調査の結果、評価が特に良好なもの<br>③ 岩石採取場等の災害防止等の自主管理体制の整備と採石場の跡地（緑化計画を含む）整理の実施が可能と認められるもの<br>④ 当表中2（石材採取業、工業用原料採取業）に該当していないこと<br>⑤ 階段採掘法を採用していること<br>※なお、②・③は立入調査で判定基準を満たす場合に限る                                 | 5年以内             |

※留意事項、注釈は次ページを確認すること

### <留意事項>

上記の各区分の要件を満たす場合であっても、立地・環境条件、過去の災害や事故の発生状況等から勘案し、適当でないとする場合は上記の各区分で示す期間を短縮して認可する場合がある。

### <注釈>

- ※1 三重県内で他に岩石採取の認可を受けていても、採石法第33条の10による休止の届出を提出している場合には、認可を受けていないものとみなす。
- ※2 次のいずれかに該当する採石業者である場合も含む。
- ・行政処分を受けた個人が代表者、役員、採石業務管理者のいずれかに登録されている採石業者
  - ・行政処分を受けた法人（個人事業者を含む）の代表者、役員、採石業務管理者のいずれかが登録されている採石業者
- また、行政処分とは次の規定に基づき行われた命令等を指す。
- ・採石法第32条の10（登録の取消し等）
  - ・採石法第33条の9（認可採取計画の変更命令）
  - ・採石法第33条の12（認可の取消し等）
  - ・採石法第33条の13（緊急措置命令等）
  - ・採石法第33条の17（岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令）
- ※3 次のいずれかに該当する採石業者である場合も含む。
- ・当表中1②、3②に該当する岩石採取場としての認可を受けた個人が代表者、役員、採石業務管理者のいずれかに登録されている採石業者
  - ・当表中1②、3②に該当する岩石採取場としての認可を受けた法人（個人事業者を含む）の代表者、役員、採石業務管理者のいずれかが登録されている採石業者
- ※4 次のいずれも満たし、かつ、これまでの岩石採取場の管理状況、立地・環境条件、過去の災害や事故の発生状況等から勘案し、特に認められる場合は3年以内の認可期間とすることができる。
- ・立入調査による判定基準を満たすこと
  - ・階段採掘法を採用していること
- ※5 重大もしくは悪質な違法行為とは次を指す。
- ・重大な違法行為とは、県民の生命、身体、財産その他法律上保護された利益に著しい損害を与えるおそれがある違法行為を指す
  - ・悪質な違法行為とは、重大とは言い難いが、その内容・程度・影響が軽微とは認めがたい違法行為を指す